

# 治水経済調査マニュアル（案）

（平成17年4月1日付け国河計調第2号）

## 各種資産評価単価及びデフレーター

平成30年2月改正  
（平成30年8月修正）

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

# 目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m <sup>2</sup> 当たり評価額 .....	1
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額 .....	3
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	4
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	8
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量.....	9
第 6 表	農作物価格.....	10
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額.....	11
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額 .....	13
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数.....	14
第 10 表	治水工事費指数.....	16
第 11 表	治水事業費指数.....	18
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター） .....	20

※「治水経済調査マニュアル（案）各種資産評価単価及びデフレーター」については、平成 30 年 2 月に改正を行いましたが、「第 11 表 治水事業費指数」について一部計算に誤りが判明したため、修正を行いました。今後は修正を反映した本資料をご利用頂くようお願いいたします。「治水経済調査マニュアル（案）各種資産評価単価及びデフレーター」をご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

第1表 都道府県別家屋1m<sup>2</sup>当たり評価額

(千円/m<sup>2</sup>)

都道府県名	28年評価額	29年評価額	都道府県名	28年評価額	29年評価額
北海道	182.3	187.0	滋賀	184.3	189.5
青森	178.2	181.5	京都	209.3	215.3
岩手	187.7	191.2	大阪	192.8	199.6
宮城	200.0	204.9	兵庫	185.2	190.8
秋田	175.0	177.7	奈良	181.6	186.1
山形	176.1	179.1	和歌山	179.2	183.9
福島	195.0	199.4	鳥取	202.5	207.0
茨城	171.3	175.3	島根	185.9	189.0
栃木	186.2	191.0	岡山	187.4	191.7
群馬	180.5	184.9	広島	183.6	188.5
埼玉	195.1	200.7	山口	199.6	204.9
千葉	195.0	200.4	徳島	190.0	195.4
東京	301.1	313.0	香川	180.1	184.6
神奈川	230.7	238.5	愛媛	173.1	177.3
新潟	181.4	185.0	高知	203.5	208.5
富山	184.3	188.4	福岡	184.6	190.2
石川	191.7	195.9	佐賀	165.3	169.0
福井	186.6	191.1	長崎	172.5	176.2
山梨	192.6	197.0	熊本	172.1	176.1
長野	204.8	209.4	大分	168.0	172.1
岐阜	185.4	190.3	宮崎	159.3	163.2
静岡	195.6	201.1	鹿児島	165.9	169.8
愛知	194.5	200.7	沖縄	222.4	232.6
三重	190.2	195.3			

〈備考〉

1. 28年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものである。

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物m}^2\text{当たり建築費} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建築 $\text{m}^2$ 当たり建築費は、「平成28年 建築動態統計調査」（国土交通省）による。
  - 2) 補正係数は、同統計調査における補正調査による単価補正率を、過去5年間について平均したものである。
  - 3) 木造（非木造）家屋総延床面積は、「平成28年度 固定資産の価格等の概要調査（家屋）」（総務省）による。
2. 29年の評価額は、平成28年の木造（非木造）建物 $\text{m}^2$ 当たり建築費の全国値（名目）の対前年伸び率を、平成28年の都道府県別木造（非木造）建物評価額にそれぞれ乗じ、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物延床面積の構成比で加重平均して算出した。

## 第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

28年評価額	29年評価額
13,004	13,085

〈備考〉

1. 自動車以外の評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（損保ジャパン日本興亜（株）2015年10月）中の「家財評価表」及び「平成27年 国勢調査」（総務省）をもとに算出した。
  - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編」（同上）から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
  - 2) 「平成27年 国勢調査」（同上）結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算出する。
2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算出した。
  - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」（（一財）自動車検査登録情報協会 平成28年10月、平成29年10月）より、車種別の保有台数を求める。
  - 2) 「自動車保険車両標準価格表」（損保ジャパン日本興亜（株）平成28年7月31日～12月31日、平成29年7月1日～12月31日）から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
  - 3) 「平成26年 全国消費実態調査」（総務省）より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。
3. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

### 第 3 表 産業分類別事業所従業者 1 人当たり

#### 償却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	28年 評価額	29年 評価額	28年 評価額	29年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	15,794	15,723	2,894	2,896
D		建設業	1,531	1,525	2,635	2,637
E		製造業	4,877	4,869	4,305	4,403
	9	食料品製造業	3,071	3,066	1,412	1,445
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	12,702	12,681	7,636	7,810
	11	繊維工業	2,922	2,917	2,377	2,431
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	4,293	4,286	3,485	3,564
	13	家具・装備品製造業	3,760	3,754	2,473	2,530
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	8,755	8,740	3,705	3,790
	15	印刷・同関連業	3,636	3,630	882	902
	16	化学工業	9,851	9,835	10,489	10,728
	17	石油製品・石炭製品製造業	46,068	45,992	53,617	54,841
	18	プラスチック製品製造業	4,241	4,234	2,329	2,383
	19	ゴム製品製造業	3,759	3,753	1,722	1,762
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,315	1,312	2,462	2,518
	21	窯業・土石製品製造業	7,117	7,105	4,022	4,113
	22	鉄鋼業	14,115	14,092	12,975	13,271
	23	非鉄金属製造業	7,616	7,603	10,383	10,620
	24	金属製品製造業	3,930	3,924	2,689	2,750
	25	はん用機械器具製造業	4,081	4,075	5,304	5,425
	26	生産用機械器具製造業	3,840	3,834	5,607	5,735
	27	業務用機械器具製造業	2,816	2,811	4,174	4,270
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	5,165	5,156	4,217	4,314

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	28年 評価額	29年 評価額	28年 評価額	29年 評価額
	29	電気機械器具製造業	3,096	3,091	4,377	4,477
	30	情報通信機械器具製造業	2,709	2,704	4,933	5,045
	31	輸送用機械器具製造業	4,199	4,192	3,461	3,540
	32	その他の製造業	3,474	3,468	3,157	3,229
F		電気・ガス・熱供給・水道業	116,062	115,535	3,811	3,814
G		情報通信業	5,322	5,297	897	897
H		運輸業、郵便業	5,980	5,953	1,089	1,090
I		卸売業、小売業	2,355	2,344	1,800	1,694
	50～55	卸売業	2,601	2,589	3,011	2,834
	56	各種商品小売業	2,185	2,175	1,815	1,708
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,185	2,175	1,614	1,519
	58	飲食料品小売業	2,185	2,175	408	384
	59	機械器具小売業	2,185	2,175	2,122	1,997
	60	その他の小売業	2,185	2,175	1,504	1,416
	61	無店舗小売業	2,185	2,175	1,371	1,290
J		金融業、保険業	1,045	1,040	235	235
K		不動産業、物品賃貸業	18,253	18,170	8,140	8,146
L		学術研究、専門・技術サービス業	1,494	1,487	482	482
M		宿泊業、飲食サービス業	1,777	1,769	123	123
N		生活関連サービス業、娯楽業	3,794	3,777	239	239
O		教育、学習支援業	1,665	1,658	328	328
P		医療、福祉	1,317	1,311	96	96
Q		複合サービス業	1,045	1,040	235	235
R		サービス業	1,045	1,040	235	235
S		公務	1,045	1,040	235	235

注) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「平成 28 年経済センサス-活動調査 産業別集計(製造業)「産業編」(経済産業省) から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同産業別の従業者数で除して 27 年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 28(29)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 28(29)年の年末有形固定資産額は、前年の当該額に過去 5 ヶ年の年初・前年末比率の平均値を乗じた額に同年の年間所得額を加算し、同年の年間除去額及び減価償却額を控除して算出する。
  - b. 28(29)年の従業者数は、「労働力調査」(総務省 平成 29 年 10 月結果表)の就業者数と「平成 28 年経済センサス-活動調査 産業別集計(製造業)「産業編」の従業者数から推計して算出する。
  - c. a,b から 28(29)年の製造業合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
  - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「平成 28 年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の有形固定資産額(土地を除く)を同産業別の従業者数(=役員数+従業者数)で除して 28 年の従業者 1 人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 29 年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 29 年の有形固定資産額は、同年の当該額の対前年増加分(民間企業設備投資から推計)に前年の有形固定資産額を加算して求める。
  - b. a より求めた値を(1)② b に準じて推計した従業者数で除して 29 年の製造業以外合計の従業者 1 人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
  - c. ①により得た値に伸び率を乗じ、さらに建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。



2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

- ① 「平成 28 年経済センサス-活動調査 産業別集計(製造業)「産業編」(経済産業省) から産業中分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同産業別の従業者数で除して 27 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 28(29)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「平成 28 年経済センサス-活動調査 産業別集計(製造業)「産業編」」から推計する。
  - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して 28(29)年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
  - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外(卸売・小売業を除く)

- ① 「平成 28 年度 法人企業統計調査」(財務省)における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数(=役員数+従業員数)で除して 28 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 29 年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 29 年の棚卸資産総額は、同年の売上高(国民総支出及びこれに占める売上高の割合により推計)に棚卸資産総額の売上高に占める割合を乗じて得た額であり、同時点の従業者数(「労働力調査」により推計)で除して従業者 1 人当たり在庫資産評価額を求め、伸び率を算出する。
  - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

- ① 「平成 24 年 経済センサス-活動調査 卸売業・小売業に関する集計」(経済産業省)における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して 23 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。なお、平成 28 年 3 月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 28(29)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
  - a. 28(29)年の商品手持額(民間企業設備投資から推計)を従業者数(「労働力調査報告」の就業者数と「平成 28 年度 法人企業統計調査」の従業者数から推計)で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
  - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

## 第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び 在庫資産評価額

(千円/戸)

	28年評価額	29年評価額
償却資産	1,715	1,675
在庫資産	486	489

〈備考〉

1. 農漁家1戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出した。

- 1) (28、29年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (28、29年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 + (28、29年の名目年間増加額)
- 2) (28、29年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (27、28年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 = (27、28年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
 + (27、28年の名目年間増加額)

2. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

注)

- 1) 27年初の償却資産評価額は、「農業経営統計調査 平成27年 経営形態別経営統計(個別経営)」(農林水産省)における、農家の財産の合計値を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の未処分農作物在庫額及び農業生産資材在庫額の合計値を用いた。
- 2) 各年末の値は、次年初の値と同じとした。

## 第5表 都道府県別水稲10アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	28年	29年	都道府県名	28年	29年
北海道	524	530	滋賀	506	506
青森	569	573	京都	501	502
岩手	519	522	大阪	480	480
宮城	517	519	兵庫	489	489
秋田	554	556	奈良	500	500
山形	578	580	和歌山	484	484
福島	526	527	鳥取	504	504
茨城	516	515	島根	500	500
栃木	528	529	岡山	515	514
群馬	479	479	広島	512	513
埼玉	475	475	山口	492	492
千葉	525	528	徳島	469	469
東京	401	404	香川	493	490
神奈川	478	478	愛媛	493	492
新潟	524	527	高知	454	454
富山	525	527	福岡	479	477
石川	504	507	佐賀	503	503
福井	499	500	長崎	462	463
山梨	532	533	熊本	497	497
長野	609	607	大分	480	480
岐阜	478	478	宮崎	483	482
静岡	513	513	鹿児島	469	469
愛知	499	499	沖縄	305	305
三重	488	489			

〈備考〉

農林水産省統計資料（「平成28年産水陸稲の収穫量」「平成29年産水陸稲の収穫量」）の値を使用した。

## 第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		28年	29年	農作物名		28年	29年
米		196	198	野豆	さやえんどう	1,462	1,607
麦		46	43	菜科	さやいんげん	797	821
豆	大豆	134	142	根	大根	79	84
	小豆	251	241		人参	132	142
	落花生	716	819		菜	ごぼう	228
いも	甘藷	190	197		里芋	313	334
	馬鈴薯	104	109	果	りんご	251	263
果	きゅうり	271	282		みかん	217	228
	なす	309	317		夏みかん	111	109
	トマト	284	292		なし	258	258
	かぼちゃ	160	164		かき	242	259
	すいか	151	152		実	ぶどう	704
	いちご	1,074	1,150	もも	396	412	
菜	ピーマン	383	402	工	茶	632	635
	メロン	639	658	芸	てんさい	11	10
	葉	白菜	63	69	農	こんにゃく	121
キャベツ		74	78	作	葉たばこ	2,031	2,035
レタス		163	174	物	藷草	861	881
ほうれん草		476	510	花	菊	58	60
ねぎ		316	335		バラ	74	76
たまねぎ		82	82	卉	カーネーション	45	47

〈備考〉

1. 28年の値は、「平成28年 農作物価統計」（農林水産省）による。
2. 29年の値は、過去5ヶ年の価格（「農作物価統計」より）の対前年伸び率を平均したものを28年の値に乗じて算出した。
3. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円/千本である。
4. 平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産 業 分 類		付 加 価 値 額	
大分類 符 号	産 業 名	28年 評価額	29年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	54,471	49,209
D	建設業	26,407	27,771
E	製造業	31,514	32,142
F	電気・ガス・熱供給・水道業	99,135	111,792
G	情報通信業	43,022	44,321
H	運輸業、郵便業	24,492	25,039
I	卸売業、小売業	27,596	27,828
J	金融業、保険業	21,630	21,882
K	不動産業、物品賃貸業	43,818	43,551
L	学術研究、専門・技術サービス業	31,868	32,705
M	宿泊業、飲食サービス業	24,049	24,728
N	生活関連サービス業、娯楽業	21,286	21,286
O	教育、学習支援業	27,537	28,575
P	医療、福祉	16,170	16,694
Q	複合サービス業	21,229	21,370
R	サービス業	22,108	22,304
S	公務	22,108	22,304

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 平成 28 年評価額は、以下の方法により算出した。
  - ① 「平成 28 年度 法人企業統計調査」(財務省) から産業分類別の従業者 1 人当たり付加価値額(年間)を求める。
  - ② 「毎月勤労統計調査」(厚生労働省) から産業分類別の年間労働日数を求める。
  - ③ ①を②で除して従業者 1 人 1 日当たり付加価値額とする。
  
2. 平成 29 年評価額は、以下の方法により算出した。
  - ① 平成 24 年～28 年について、付加価値額の対前年伸び率を算出する。
  - ② ①の 5 ヶ年平均値を平成 28 年の付加価値額に乗じて平成 29 年値とする。

## 第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

28年評価額	29年評価額
11,038	11,093

〈備考〉

- 平成28年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の港湾荷役作業員(男)とビル清掃員(男)の値をもとに以下の方法により算出した。
  - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。
  - ② ①の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。
  - ③ 港湾荷役作業員(男)とビル清掃員(男)の1日当たり給与額に対し、1:2の重みをつけて加重平均を行い、28年評価額とする。
- 平成29年評価額は、以下の方法により算出した。
  - ① 平成24年～28年について、1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額の対前年伸び率を算出する。
  - ② ①の5ヶ年平均値を平成28年の1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額に乗じて平成29年値とする。

### 第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 1	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,960	29,450	27,920
13	160.2	161.8	161.3	28	29,310	31,550	30,070
14	152.7	152.8	152.8	29	29,740	31,550	30,280
昭和 1	147.4	148.5	148.2	30	29,520	31,090	29,640
2	140.9	140.8	140.8	31	32,090	33,890	32,430
3	139.7	139.9	139.9	32	34,010	35,760	34,370
4	135.5	134.6	134.8	33	33,590	34,360	33,720
5	109.9	108.8	108.0	34	35,080	36,230	34,800
6	99.1	98.2	98.4	35	37,220	38,330	36,940



(昭和9～11年度=100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,500	42,310	41,020	平成 1	190,400	199,150	185,580
37	43,640	44,180	42,960	2	197,880	206,860	192,450
38	45,140	45,350	44,030	3	203,450	212,700	197,820
39	47,060	46,510	45,530	4	206,660	215,510	200,830
40	48,780	47,920	47,040	5	207,080	215,740	201,250
41	51,980	51,420	50,690	6	207,720	217,140	202,110
42	55,620	56,100	54,560	7	208,790	218,080	203,190
43	57,760	57,270	56,060	8	208,790	218,080	203,190
44	61,610	60,540	59,500	9	210,720	219,950	204,910
45	66,100	64,510	63,150	10	207,300	215,970	201,250
46	68,030	66,150	65,080	11	205,370	213,870	199,320
47	72,310	70,360	69,160	12	205,800	214,810	200,180
48	91,350	88,820	87,200	13	201,520	210,830	196,310
49	112,530	112,900	109,540	14	198,740	208,730	194,380
50	114,670	115,000	111,040	15	199,600	210,370	195,460
51	123,010	122,950	118,990	16	200,880	213,170	197,600
52	130,710	130,890	126,080	17	203,230	216,440	200,610
53	141,830	139,540	135,320	18	205,800	220,650	204,050
54	155,310	157,070	149,920	19	209,650	226,260	208,770
55	170,930	180,210	168,180	20	216,280	235,380	216,720
56	173,280	185,820	171,830	21	210,080	228,130	210,280
57	174,350	183,020	170,760	22	210,290	229,300	210,920
58	173,070	181,380	169,900	23	213,930	233,740	214,790
59	175,640	184,890	172,900	24	212,860	232,340	213,930
60	171,780	183,490	170,760	25	217,780	237,950	218,650
61	172,430	182,550	170,110	26	225,690	246,130	226,170
62	176,060	185,120	172,690	(暫)27	226,760	246,590	226,810
63	180,560	189,330	176,550	(暫)28	228,480	247,300	227,670

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出した。
2. 平成27年度及び28年度は暫定値。

# 第 10 表 治水工事費指数

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.7	11.2	11.3	11.9	9.8	13.5
27	13.0	12.6	12.6	13.3	11.3	14.4
28	14.0	13.7	13.8	14.2	12.3	15.7
29	14.1	13.9	14.0	14.4	12.7	15.9
30	13.8	13.8	14.2	14.5	11.5	15.5
31	15.1	15.0	15.5	15.6	12.7	16.9
32	16.0	15.9	16.4	16.3	13.8	18.0
33	15.7	15.7	16.2	16.2	13.7	17.1
34	16.2	16.4	17.0	16.7	14.1	17.6
35	17.2	17.4	18.2	17.6	15.2	18.4
36	19.1	19.4	20.1	19.4	17.4	20.6
37	20.0	20.4	21.1	20.3	18.6	21.6
38	20.5	21.1	21.8	21.6	19.2	22.0
39	21.2	22.0	22.8	23.1	20.2	22.8
40	21.9	22.8	23.4	23.6	21.0	23.4
41	23.6	24.3	25.0	25.3	22.8	25.3
42	25.4	26.0	26.5	26.7	25.4	27.2
43	26.1	27.0	27.4	27.4	26.5	28.1
44	27.7	28.8	29.1	29.5	28.1	29.9
45	29.4	30.9	31.2	31.9	30.3	31.7
46	30.3	31.8	31.9	32.5	31.5	32.5
47	32.2	33.8	33.8	34.9	33.5	34.5
48	40.6	42.7	42.7	44.0	42.2	44.0
49	51.0	52.6	52.5	54.2	52.1	53.1
50	51.7	53.6	53.3	55.3	53.2	53.8
51	55.4	57.5	57.4	59.4	56.8	57.2
52	58.7	61.1	60.7	62.4	61.3	61.6
53	63.0	66.3	65.9	67.0	67.5	68.1
54	69.8	72.6	72.0	73.4	74.1	74.5
55	78.3	79.9	78.8	80.8	82.5	82.3
56	80.0	81.0	79.9	82.1	83.2	82.7
57	79.5	81.5	80.5	82.6	83.7	82.9
58	79.1	80.9	79.9	82.1	83.3	82.4
59	80.5	82.1	81.1	83.5	84.3	83.3
昭和60	79.5	80.3	79.6	82.3	80.4	79.4
61	79.2	80.6	79.7	82.8	81.4	79.7
62	80.4	82.3	81.3	84.3	83.1	81.3
63	82.2	84.4	83.4	86.7	85.0	83.1

(平成23年度=100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	国土交通省				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
平成 1	86.4	89.0	88.1	91.6	88.9	87.0
2	89.6	92.5	91.6	95.3	92.4	90.2
3	92.1	95.1	94.2	97.9	94.8	93.0
4	93.5	96.6	95.7	99.3	96.1	94.4
5	93.7	96.8	96.0	99.5	96.4	94.6
6	94.1	97.1	96.4	99.8	96.8	96.1
7	94.6	97.6	96.8	100.3	97.3	96.5
8	94.6	97.6	96.9	100.3	97.6	96.3
9	95.4	98.5	97.6	101.2	98.6	97.1
10	93.7	96.9	96.0	99.6	97.1	95.5
11	92.8	96.0	95.1	98.6	96.3	94.3
12	93.2	96.2	95.3	98.7	96.5	94.4
13	91.4	94.2	93.4	96.3	94.4	92.8
14	90.5	92.9	92.2	94.8	93.0	91.6
15	91.0	93.3	92.7	94.9	93.4	92.3
16	92.0	93.9	93.7	95.1	93.9	92.9
17	93.4	95.0	94.7	95.8	95.0	94.0
18	95.0	96.2	96.0	97.2	96.1	95.1
19	97.2	98.0	97.9	98.8	97.5	97.1
20	100.9	101.1	101.3	101.5	100.2	100.2
21	97.9	98.2	98.0	98.4	98.2	98.2
22	98.2	98.3	98.1	98.5	98.4	98.6
23	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	99.6	99.5	99.5	99.3	99.9	99.5
25	101.8	101.8	101.7	101.4	102.4	102.2
26	105.3	105.5	105.2	105.3	106.6	106.4
(暫) 27	105.6	106.0	105.6	105.6	107.9	107.0
(暫) 28	106.0	106.8	106.3	106.4	109.1	107.8

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 平成 27 年度及び 28 年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 26 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)
5. 平成 30 年 2 月改正より基準年度を平成 17 年度から平成 23 年度に変更している。

第 11 表 治水事業費指数

(平成23年度=100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		砂 防	海 岸
			開 発			
昭和 35	16.9	16.6	18.1		16.3	18.5
36	19.1	18.8	19.7		18.7	20.7
37	20.2	19.9	20.7		19.9	21.4
38	20.8	20.9	21.5		20.6	22.2
39	22.1	22.0	22.9		21.7	23.1
40	23.1	23.1	23.8		22.6	23.7
41	24.8	24.7	25.5		24.5	25.8
42	26.8	26.6	27.4		27.2	27.7
43	28.0	28.0	28.8		28.4	28.5
44	30.1	30.2	30.5		30.2	30.5
45	32.6	32.7	33.5		32.5	32.4
46	34.1	34.0	34.7		33.8	33.1
47	36.5	36.5	37.2		36.0	35.3
48	46.0	46.1	46.6		45.5	45.0
49	56.0	55.8	57.2		55.9	54.4
50	57.1	56.7	58.8		57.1	54.9
51	61.1	60.8	62.8		61.0	58.2
52	64.8	64.2	66.2		65.7	62.8
53	69.6	69.1	70.6		72.0	69.4
54	76.1	75.2	76.8		78.9	76.0
55	83.7	82.2	84.9		87.7	83.8
56	85.2	84.0	86.3		88.5	84.3
57	86.0	85.1	87.1		89.2	84.4
58	85.7	84.9	86.6		88.8	84.0
59	86.9	86.2	87.9		89.7	84.9
60	85.5	85.3	86.8		85.8	81.0
61	85.9	85.7	87.1		86.8	81.4
62	87.8	87.8	88.2		88.4	83.0
63	90.0	90.3	90.6		90.5	84.8
平成 1	94.7	95.0	95.2		94.6	88.7
2	98.5	98.9	99.0		98.1	92.0
3	101.0	101.3	101.6		100.6	94.8

(平成 23 年度=100)

年 度	治水総合	河川			砂 防	海 岸
		河 川	河川総合 開 発			
平成 4	101.8	102.2	102.7	101.8	96.2	
5	101.7	101.9	102.8	101.9	96.5	
6	101.8	102.0	102.7	102.1	98.0	
7	101.6	101.6	102.7	102.3	98.3	
8	101.3	101.2	102.4	102.2	98.1	
9	101.9	101.7	103.1	103.1	98.9	
10	100.0	99.6	101.4	101.3	97.3	
11	98.9	98.6	100.1	100.4	96.0	
12	99.0	98.4	100.5	98.6	94.6	
13	96.7	96.0	98.1	96.2	92.9	
14	95.2	94.7	96.2	94.5	91.8	
15	95.2	94.7	95.9	94.9	92.5	
16	95.3	95.0	96.1	95.0	93.1	
17	96.0	95.5	96.5	95.7	94.1	
18	96.9	96.6	97.7	96.7	95.2	
19	98.5	98.1	98.9	97.7	97.2	
20	101.2	101.1	101.2	100.5	100.3	
21	98.3	97.9	97.9	98.4	98.3	
22	98.4	98.0	98.3	98.5	98.7	
23	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
24	99.1	99.2	99.0	99.2	99.2	
25	101.2	101.2	100.7	101.7	101.7	
26	104.4	104.1	104.2	105.4	105.6	
(暫)27	104.7	104.7	104.0	106.4	106.0	
(暫)28	105.3	104.9	104.5	107.6	106.8	

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出した。
2. 平成 27 年度及び 28 年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成 22 年 2 月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 35 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)
6. 平成 30 年 2 月改正より基準年度を平成 17 年度から平成 23 年度に変更している。

## 第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年＝100、倍率：平成23年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,876.6	4	70.6	1,971.2
12	41.5	3,353.5	5	85.3	1,631.5
13	49.5	2,811.5	6	107.4	1,295.8
14	54.7	2,544.2	7	140.7	989.1
15	49.9	2,789.0	8	172.3	807.7
16	39.0	3,568.5	9	189.4	734.8
17	32.5	4,282.2	10	146.4	950.6
18	34.1	4,081.2	11	143.0	973.2
19	31.3	4,446.3	12	145.0	959.8
20	32.2	4,322.0	13	150.8	922.9
21	32.5	4,282.2	14	147.3	944.8
22	35.4	3,931.4	昭和 1	130.7	1,064.8
23	40.6	3,427.8	2	124.1	1,121.4
24	38.0	3,662.4	3	124.8	1,115.1
25	39.0	3,568.5	4	121.3	1,147.3
26	36.2	3,844.5	5	91.2	1,526.0
27	38.2	3,643.2	6	77.1	1,805.1
28	41.0	3,394.4	7	85.5	1,627.7
29	44.3	3,141.5	8	98.0	1,420.1
30	49.0	2,840.2	9	100.0	1,391.7
31	51.6	2,697.1	10	102.5	1,375.3
32	51.9	2,681.5	11	106.8	1,319.9
33	55.6	2,503.1	12	129.7	1,086.9
34	53.0	2,625.8	13	136.8	1,030.5
35	53.5	2,601.3	14	155.3	907.7
36	56.9	2,445.9	15	182.3	773.3
37	59.9	2,323.4	16	196.7	716.7
38	64.2	2,167.8	17	251.9	559.6
39	66.2	2,102.3	18	290.5	485.3
40	71.4	1,949.2	19	357.1	394.8
41	68.7	2,025.8	20	—	—
42	65.6	2,121.5	21	4,198	33.577
43	66.4	2,095.9	22	10,607	13.290
44	68.9	2,019.9	23	18,424	7.651
大正 1	73.0	1,906.4	24	22,227	6.342
2	73.1	1,903.8	25	23,076	6.109
3	69.7	1,996.7	26	27,690	5.091

(指数:昭和3~7年=100、倍率:平成23年=1.000)

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 27	28,877	4.882	60	147,433	0.956
28	30,479	4.625	61	149,926	0.940
29	31,627	4.457	62	150,258	0.938
30	31,579	4.464	63	151,422	0.931
31	33,189	4.247	平成 1	154,912	0.910
32	35,232	4.001	2	158,735	0.888
33	34,675	4.065	3	163,389	0.863
34	35,728	3.945	4	166,049	0.849
35	37,771	3.732	5	166,880	0.845
36	40,743	3.460	6	166,195	0.848
37	42,229	3.338	7	165,349	0.853
38	44,087	3.197	8	164,504	0.857
39	46,068	3.060	9	165,349	0.853
40	48,236	2.922	10	165,208	0.853
41	50,759	2.777	11	163,094	0.864
42	53,579	2.631	12	160,838	0.876
43	56,547	2.493	13	159,006	0.887
44	59,219	2.380	14	156,751	0.899
45	61,814	2.280	15	154,213	0.914
46	65,310	2.158	16	152,522	0.924
47	68,965	2.044	17	150,830	0.935
48	77,705	1.814	18	149,561	0.943
49	93,754	1.504	19	148,434	0.950
50	100,587	1.401	20	147,024	0.959
51	108,532	1.299	21	146,178	0.964
52	115,842	1.217	22	143,359	0.983
53	121,245	1.163	23	140,963	1.000
54	124,582	1.131	24	139,835	1.008
55	127,985	1.101	25	139,412	1.011
56	133,637	1.055	26	141,809	0.994
57	136,462	1.033	27	144,910	0.973
58	139,620	1.010	(推) 28	145,333	0.970
59	144,108	0.978	(推) 29	146,764	0.960

〈資料〉

1. 明治11年～昭和17年「日本経済の成長率」(大川一司編)
2. 昭和18年～30年 「経済要覧」(内閣府)
3. 昭和31年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」(内閣府)

〈備考〉

1. 昭和40年以降は、新SNA方式に基づく係数である。
2. 平成29年の値は、推計値である。
3. 平成30年2月改正より基準年を平成17年から平成23年に変更している。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325